

第3部 人と自然が共生するうるおいのある社会づくり

第1章 生物の多様性の確保（野生動植物の保護）

第1節 佐賀の自然環境

1 現 況

本県は九州の北西部に位置し、北は玄界灘、南は有明海に面し、長崎県とともに肥前半島を形成している。高山帯、亜高山帯はなく、およそ 900m 以上のわずかな部分が冷温帯に属する他は、大部分が暖温帯に属している。

植物は、海岸から山の中腹部までカシ、シイ類等の常緑高木樹林が多く、その上層部にはカエデ類やミズナラ等の落葉高木樹林が占め、標高 800m 前後からは日本の温帯樹林を代表するブナ林がみられる。

脊振、天山山系はスギ、ヒノキ等の人工林が大部分を占めているが、脊振山頂から九千部山にかけては、ブナ、ミズナラ、アカガシ等の自然林がみられる。また、佐賀市久保泉町はエヒメアヤメの南限として貴重な自生地である。

県北部の玄界灘に面する地域は、暖かい対馬海流の影響を受け、アコウ、ハマユウ等の暖地海浜植物が自生し、特に、唐津市肥前町のアコウは北限として保護されている。

西部の国見山系では、カシ、シイ等の自然林が長崎県境に沿って広がっている。また、黒髪山は全国的にも希少なクロカミランやカネコシダの自生地でもある。

南部の経ヶ岳を主峰とする多良山系では、上部のモミ、ツガの針葉樹林をはじめとして、ヒメシャラ等の天然林が分布している。

野生動物については、哺乳類の大型獣はイノシシだけで県内の中山間地域のほとんどの生息にしている。中型獣としてはニホンザルが脊振山系、天山山系を中心に多く、その他キツネ、タヌキ、アナグマ等や小型獣としてはノウサギ、イタチなどが山岳部や丘陵地に生息している。その中でも、特に多良山系には、天然記念物のヤマネが生息している。

鳥類については、これまで 330 余種が確認されており、その多くは森林地帯に生息しているが、有明海の干潟や、佐賀平野のクリークを中心としたアシ原や、村落周囲の樹林など野鳥の生息環境として良好な場所となっており、カモ、シギ、チドリの中継地としても全国的に知られ、県鳥カササギは佐賀平野を中心にほぼ全県下で生息している。

両生類・爬虫類では、玄海沿岸のアカウミガメ、ブナ林帯の源流域に生息しているブチサンショウウオ、低地の丘陵や山沿いの地域に生息しているカスミサンショウウオは希少なものとなっている。

昆虫類については 3,860 余種の、クモ類については 160 余種の生息が確認されている。全県下にナガサキアゲハ、クロセセリ、サツマシジミ、タイワンウチワヤンマ等が生息し、脊振山地、多良岳にはキリシマミドリシジミ、スギタニルリシジミ等の山地性の昆虫が生息している。

本県には以上の動植物をはじめ良好な自然環境も残されてはいるが、古くから農耕や人工林等の開発が進んだこともあって、植生自然度は高くない。（表 3-1-1）

一方、農耕地等の生産緑地や社寺林、里山、クリークなどの身近な自然は各地でみられる。

しかし、このような自然も各種開発事業や都市化の進展等により、徐々にではあるが減少している。

また、近年、移入種（外来種）である外国産のペット（カメ、昆虫等）や観賞用動植物（淡水魚、水草等）が野外に放たれる等して急速に個体数を増加し、在来種の生育・生息に脅威となっている。

2 対 策

県では、県内自然環境の現状及び改変状況の把握に努めるとともに、すぐれた自然環境を維持している地域については、地域指定等を行い、これを保護してきた。平成20年度は、自然環境保全地域、自然公園等の整備充実を進め、良好な環境の保全に努めた。

表3-1-1 佐賀県の植生自然度（第4回自然環境保全基礎調査による）

植 生 自然度	概 要	備 考	植生自然度各段階の比率（％）	
			佐 賀	全 国
①	市街地、造成地等	植生のほとんど存在しない地区	2.1	4.2
②	農耕地（水田、畑地） 緑の多い住宅地	水田、畑地等の耕作地、緑の多い住宅地	36.7	21.0
③	農耕地（樹園地）	果樹園、桑園、茶畑、苗圃等の樹園地	9.1	1.8
④	二次草原（背の低い草原）	シバ群落等の背丈の低い草原	0.0	1.8
⑤	二次草原（背の高い草原）	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原	0.2	1.5
⑥	植林地	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地	36.1	25.0
⑦	二次林	クリーミズナラ群落、クヌギ・コナラ群落等、一般には二次林と呼ばれる代償植生地区	2.1	18.7
⑧	二次林（自然林に近いもの）	ブナ、ミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等代償植生であっても、特に自然植生に近い地区	12.0	5.4
⑨	自然林（極相林またはそれに近い群落構成を示す天然林）	エゾマツ・トドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区	0.8	18.0
⑩	自然草原 （自然草原・湿原）	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区 （⑨、⑩は自然性の高さにおいて同じランク）	0.1	1.1

（参 考）

自然度⑩、⑨の比率の多い都道府県	30% 以上	北海道、沖縄県、富山県
	20-30%	鹿児島県、山形県
自然度⑩、⑨の比率の中間的都道府県	10-20%	新潟県ほか 12県
	5-10%	奈良県ほか 6県
自然度⑩、⑨の比率の小さい都道府県	5% 以下	佐賀県ほか 24県
[備考] 自然度⑩、⑨比率-最高 北海道49.3% 最小 岡山県 0.6%		

資料：有明海再生・自然環境課

第2節 自然環境保全地域の保全

1 地域の保全

県自然環境保全地域は、優れた自然環境を維持している地域で、その地域の自然環境を保全することが特に必要な地域について指定される。

県では唐津市七山の檜原湿原を昭和51年に県自然環境保全地域に指定し、監視員による監視、遊歩道の整備、標識、防護柵の設置、人工湿地の造成等によりその保全に努めてきた。平成20年度も地元住民への委託による監視・湿原周辺の除草等を行い、湿原の水質保全を目的とした水質測定についても、定期的(7地点年4回)に実施した。なお、檜原湿原は平成13年10月11日に「日本の重要湿地500」に選定されている。

また、平成14年10月31日には、新たに多良岳県自然環境保全地域を指定し、監視員による監視や登山道の環境整備等により保全に努めている。

表3-1-2 県自然環境保全地域の概況

資料：有明海再生・自然環境課

地域名	所在地	指定年月日	指 定 面 積	保 全 対 象
檜原湿原	唐津市 七山池原	昭和 51. 3.10	普通地区 113ha 特別地区 8ha 合 計 121ha	サギソウ、トキソウ、ミツガシワ等の湿地性植物
多良岳	藤津郡 太良町 多良	平成 14.10.31	普通地区 0ha 特別地区 123ha 合 計 123ha	ツクシシャクナゲ、ウチョウラン等の植物 ウラキンシジミ、ヤマアカガエル、ヤマネ等の動物

2 地域の自然再生

檜原湿原は、土砂の流入、水量の減少やアシやオオミズゴケの繁茂等により陸地化が進行し、希少な動植物の生育・生息環境が悪化しており、自然環境を再生するための総合的な調査を平成14・15年度に実施した。

また、自然再生推進法に基づく檜原湿原地区自然再生協議会を設置し、檜原湿原の自然再生について検討を行い、檜原湿原地区自然再生全体構想及び同実施計画書を作成した。平成20年度は19年度に引き続いて、この計画書に基づき過剰に繁茂した植物の除去、浚渫や耕起等の自然再生事業を実施し、併せて、湿原再生の状況をモニタリングするための調査を実施した。

第3節 希少種対策

佐賀県では、希少な野生生物の保護対策として、県内に生息・生育する希少野生動植物種のうち、捕獲や採取、踏みつけ、開発行為による影響が大きく、減少傾向が著しい種についてその影響を回避するため、「佐賀県環境の保全と創造に関する条例（以下：条例という。）」に基づき、規制の対象となる希少野生動植物を19種指定している。

植物16種（ズミ、クロカミシライトソウ、クロカミラン、ハイビャクシン、ヒレフリカラムツ、カンラン、サワトラノオ、チゴユリ、オキナグサ、キエビネ、トキソウ、ナゴラン、ノハナショウブ、バイケイソウ、ヒナラン、フウラン）

動物3種（カブトガニ、ナベヅル、マナヅル）

指定種の詳細については、以下の佐賀県ホームページに掲載している。

http://www.pref.saga.lg.jp/web/_18433.html

（佐賀県庁ホームページ＞くらしと教育＞環境＞お知らせ＞「環境の保全と創造に関する条例」の規定による希少野生動植物種指定のお知らせ）

指定種の保護対策として、ボランティアによる自然保護監視員制度を創設し、生息域への監視活動の体制を整備し、植物については、盗掘防止等のため看板の設置を行い、監視を強化することとした。

また、動物については、飛来・産卵数の調査、飛来誘引や飼育事業および生息環境の整備等を行うこととした。

平成9年度から佐賀県希少野生生物調査検討会を設置し、平成12年度に「レッドデータブック さが」を刊行し、保護の普及啓発をおこなっている。平成20年度は、植物・昆虫類を中心にレッドデータブックの内容を更新するための調査を実施するとともに検討会を開催した。

平成16年3月に改訂した佐賀県レッドリストについては、以下の佐賀県ホームページに掲載している。

<http://www.pref.saga.lg.jp/at-contents/kankyo/kankyo/env/index.html>

（佐賀県ホームページ＞くらしと教育＞環境＞佐賀の環境＞県内の希少な動植物に関するリストを作成しました）

第4節 移入種対策

人間の様々な営みによる地球環境の悪化から、野生動植物の生息・生育環境が減少しており、種の絶滅の危機感から、地球上の生物種を保全するため生物多様性条約が結ばれ2008年5月現在で日本を含め191か国が加盟している。条約の規定に基づいて「第3次生物多様性国家戦略」が2007年11月27日に策定された。

この国家戦略は第1部「戦略」と第2部「行動計画」の2部構成であり、第1部「戦略」では、私たちの暮らしを支える生物多様性の重要性をわかりやすく解説するとともに、今後5年程度の間に取り組むべき施策の方向性を4つの基本戦略として示している。

- ①生物多様性を社会に浸透させる。
- ②地域における人と自然の関係を再構築する。
- ③森・里・川・海のつながりを確保する。
- ④地球規模の視野を持って行動する。

第2部「行動計画」では、体系的・網羅的に具体的施策を記述している。

第3次生物多様性国家戦略については、以下の環境省ホームページに掲載している。

<http://www.env.go.jp/nature/biodic/nbsap3/>

（環境省ホームページ＞自然環境・自然公園＞生物多様性関係＞「第三次生物多様性国家戦略」を策定しました）

本県でも移入種に関する対策を含めた「佐賀県環境と創造に関する条例」が平成14年10月7日に公布され、県内の移入種対策を検討するための基礎資料を得るべく、平成14年度から3年計画で移入種対策基礎調査を実施するとともに、生物の各分野の専門家で構成する移入種対策検討会を設置し、平成16年12月27日には、「佐賀県の生態系に影響の可能性がある移入種（外来種）リスト」106件を作成した。

このリストをもとに、パブリックコメントの実施や一般県民を含む関係者等による意見交換会を開催し、地域の生態系の保全を図るため条例に基づく移入規制種32種を平成17年10月31日に指定するとともに、平成18年4月1日から施行し、規制を開始している。

移入規制種の詳細については、以下の佐賀県ホームページに掲載している。

<http://www.pref.saga.lg.jp/web/inysyu-kisei.html>

（佐賀県庁ホームページ>くらしと教育>環境>お知らせ>平成18年4月1日から移入種（外来種）の規制が始まっています）

また、移入規制種に対する各種団体等の自主的な駆除等の取り組みに対しては、普及啓発を目的として17年度から補助事業を実施している。

補助事業の詳細については、以下の佐賀県ホームページに掲載している。

http://www.pref.saga.lg.jp/web/_19386.html

（佐賀県庁ホームページ>くらしと教育>環境>お知らせ>各種団体による移入種（外来種）の駆除活動等に補助金を設けています）

第5節 公共工事等自然環境保全対策事業

平成12年度に取りまとめた県版レッドデータブックの情報をもとに、県等が実施主体となる公共工事による希少動植物の損壊をできる限り防ぐため、事前に工事箇所の希少動植物の生育・生息状況等を点検し、必要に応じて保全・保護対策を講じることを目的とした「佐賀県公共工事等自然環境保全対策事業」を平成12年度から実施している。

平成20年度は、植物・魚類等の専門家からなる「自然環境保全対策検討会」を2回開催し、自然環境保全の見地から意見等を聴き、これらをもとに事業部局から協議のあった101件の事業のうち66件について、現地調査や保全・保護対策に係る助言・指導を行った。

今後、事業部局から提出される改善計画書や報告書について、適宜フォローアップ調査を実施し、希少動植物の保全・保護対策の効果等を確認する必要がある。

表 3－1－3 平成 20 年度 事業部局に助言・指導した主な内容

主な助言・指導内容	対象となった希少動植物等
希少植物の生息の可能性があるので現地調査への同行依頼。また、生息が確認された場合は移植あるいは配慮を助言。	シチメンソウ、ウンザンカンアオイ、トチバニンジン、コオニビシ、アカウキクサ、サデクサ、タコノアシ、カワジシャ等
希少ほ乳類生息が想定されるので工事に十分配慮するよう助言。	ヤマネ
水路整備や法面補修の際、木柵などの自然配慮型工法により希少魚類への配慮を助言。	ヤマノカミ、スジシマドジョウ、カゼトゲタナゴ
希少種が飛来する時期は工期を避けるよう助言。	ツル
河畔林や歴史的価値があるアラコは出来るだけ残すよう助言。	(治水や生物の多様性の観点)

<事業の目的>

公共工事等における希少動植物への配慮を適切に行うため、県版レッドデータブック等の活用を図り、事前に工事箇所における希少動植物の生息等を点検するとともに、保護対策に資する。

<対象事業>

対象事業は、県等が実施主体となる公共工事とする。

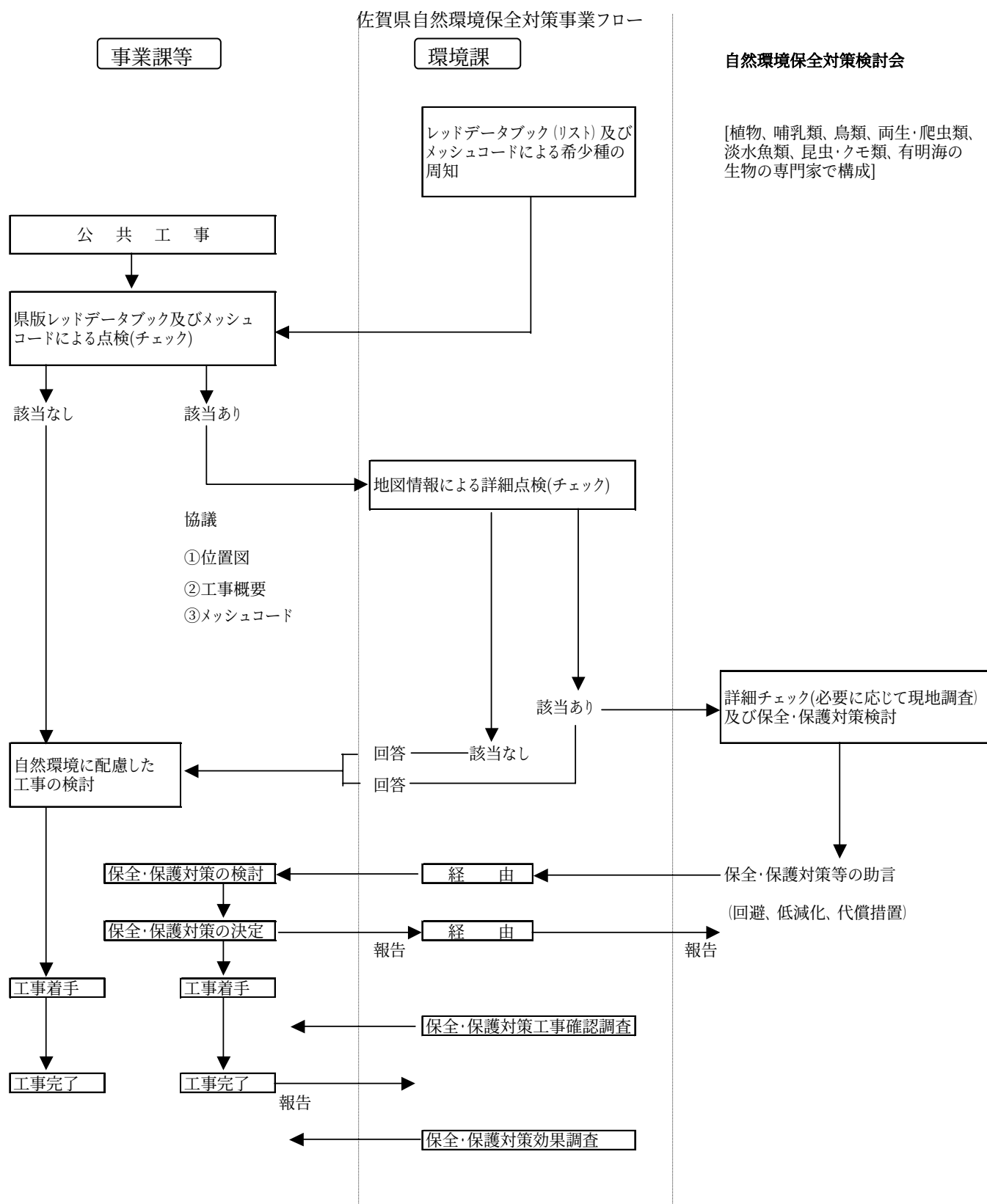
ただし、環境影響評価法並びに佐賀県環境影響評価条例の対象事業や事業着手前に動植物の調査を実施している事業については、対象としない。

また、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十七条の規定による災害復旧の事業又は同法第八十八条第二項に規定する事業、建築基準法（昭和二十五年法律二百一号）第八十四条の規定が適用される場合における同条第一項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業、被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第五条第一項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第三号に規定する事業その他災害の復旧又は防止のため緊急に実施する必要があると知事が認める事業についても、対象としない。

<事業フロー>

図 3－1－1 のとおり

図3-1-1 佐賀県自然環境保全対策事業フロー



河川改修・修繕等を行う際には、近年、洪水を流下させる機能ばかりでなく、河川環境にまつわる種々の社会的養成が高まっている中で、河川周辺環境と調和した景観や多様な動植物の生息・生育環境に配慮した多自然川づくりを推進し、極力自然環境へ配慮している。また、生活に潤いやゆとりある質的な豊かさが求められており、身近な魅力ある自然空間としての河川に期待が高まっている。このため、人と川との豊かなふれあいの場として、関係機関と協議しながら水辺空間の整備を図っている。

第6節 鳥獣の保護

1 現 況

野生鳥獣は、自然を構成する重要な要素の一つであり、自然環境を豊かにするものであると同時に、森林や農作物に加害する昆虫や小動物などの天敵となる場合もある。

また、その姿の可憐さ、美しい鳴き声、微妙な羽毛の色彩などは、人々の心に潤いと安らぎをもたらしてくれる。

野生鳥獣の生息環境の善し悪しは、私たち人間の生活と深い関係を持っており、いわゆる生活環境指標的性格を有している。

県内に生息する野生鳥類は約330種、獣類は約20数種程度とみられ、ほぼ全国平均並みであるが、特に、有明海やその近くの干拓地付近はカモ、シギ、チドリ類などの集団渡来地として全国的に有名で、その種類、数ともに多く、貴重な場所となっている。

経済の発展とともに県内でも野生鳥獣の生息環境は徐々に悪化しているため、できる限り自然環境を保全し、野生鳥獣の保護繁殖に努めている。

また、イノシシ、カラス、アナグマなどの野生鳥獣については、農作物等に被害を与えている状況にあることから、有害鳥獣の捕獲を含め適切な対応を図っている。

2 対 策

第10次鳥獣保護事業計画（平成19年度～平成23年度）に基づき、概ね次のような鳥獣の保護の施策を推進している。

（1）鳥獣保護区等の指定

表3-1-4 鳥獣保護区等の指定状況（平成21年3月31日現在）

区 分 保護区等	国・県指定別	箇 所 数	面 積（h a）	備 考
鳥 獣 保 護 区	県指定	39	16,941	
鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護 地 区	県指定	4	324	上段の鳥獣保護 区内に含まれる
特定猟具使用禁止区域	県指定	46	21,678	
鉛散弾規制地域	県指定	1	248	
合 計		90	39,191	

資料：生産者支援課

（2）放鳥獣

狩猟鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護区や特定猟具使用禁止区域に、養殖したキジの幼鳥（120日ヒナ）を毎年放鳥し、キジの増殖に努めている。

(3) 狩猟の適正な推進

野生鳥獣については、保護繁殖を図る反面、その適正な密度維持のため人為的に調節を行い、自然界のバランスを保つことも重要なことである。

狩猟は、このような面で有効な手段であり、生活環境の維持に役立っている。このため、その趣旨に従い、適正かつ安全な狩猟の推進を図っている。

(4) 鳥獣捕獲の制限

野生鳥獣の捕獲は、狩猟を除いて原則として禁止されているが、農作物等に被害を与える有害鳥獣の駆除のための捕獲や、愛がん飼養のためのメジロの捕獲、学術研究のための捕獲などの場合には、許可を行っている。

なお、知事の権限に属する許可の中で、農作物等に被害を与える有害鳥獣のうち特定種類の捕獲や、愛がん飼養のためのメジロの捕獲に係る許可については、平成12年度から市町長が処理することとなっている。

表3-1-5 平成20年度有害鳥獣捕獲等許可状況

資料：生産者支援課

鳥獣別	目 的		有 害 鳥 獣 捕 獲		愛 が ん 飼 養		そ の 他	
	件 数	捕獲数	件 数	捕獲数	件 数	捕獲数	件 数	捕獲数
鳥 類	31	6, 122	49	42	—	—	—	—
獣 類	166	10, 123	—	—	23	81	—	—

(5) 愛鳥モデル校の指定

自然保護や愛鳥思想の普及を図るため、自然保護や野生鳥類への関心度が高く、また、学校の環境も適当と認められる小・中学校を「愛鳥モデル校」に指定し、学校ぐるみの愛鳥活動を指導するとともに、実のなる木の植栽、野鳥の巣箱作り、探鳥会などを実施している。

表3-1-6 愛鳥モデル校一覧表

資料：生産者支援課

指定年度	市 町 名	学 校 名	所 在 地	地域情報
16	多久市	北部小学校	多久市北多久町大字小侍45-3	
	佐賀市	北山小学校	佐賀市富士町中原342-2	北 山 鳥獣保護区
17	佐賀市	金立小学校	佐賀市金立町大字千布2144-1	金 立 鳥獣保護区
	伊万里市	東山代小学校	伊万里市東山代町里29	
18	佐賀市	北山東部小学校	佐賀市富士町古場1514-2	北 山 鳥獣保護区
	佐賀市	三瀬中学校	佐賀市三瀬村三瀬2789	北 山 鳥獣保護区
19	唐津市	名護屋小学校	唐津市鎮西町名護屋444	玄 海 鳥獣保護区
	唐津市	馬渡中学校	唐津市鎮西町馬渡島41	馬 渡 島 鳥獣保護区

(6) 傷病鳥獣の保護

野外で自活不能となった鳥獣（落下幼鳥、負傷鳥獣）の一時保護（治療）を行っている。

表 3-1-7 平成 20 年度傷病鳥獣保護実績（単位：羽、頭） 資料：生産者支援課

	傷病鳥獣名	内 訳			総 計
		落下幼鳥	軽 傷	重 傷	
鳥 類	スズメ	0	2	2	4
	ツバメ	4	2	2	8
	カモ類	0	1	1	2
	トビ	0	2	1	3
	カモメ	0	1	0	1
	サギ類	0	9	2	11
	カラス類	1	1	2	4
	カササギ	2	0	3	5
	ドバト	2	3	3	8
	キジバト	0	3	2	5
	カケス	0	0	1	1
	ムクドリ	1	2	0	3
	アオゲラ	0	1	0	1
	タシギ	0	1	0	1
	コジュケイ	0	0	7	7
	トラツグミ	0	1	0	1
	シロハラ	0	1	0	1
	ツグミ	0	2	0	2
	キジ	0	1	0	1
	種不明	1	0	0	1
	鳥類計	11	33	26	70
獣 類	イノシシ	0	0	3	3
	タヌキ	0	0	2	2
	アナグマ	0	0	1	1
	ノウサギ	0	0	2	2
	獣類計	0	0	8	8
総 計		11	33	34	78

第2章 地域の多様な自然環境保全と創造

第1節 虹の松原の保護

特別名勝虹の松原は、県北部の唐津湾に面した海岸線に沿って弧状に伸びる広大な海岸砂丘につくられた松原で東西約4.5km、幅約400～650mの日本でも有数の松原である。虹の松原は今から約400年前、唐津藩主寺沢志摩守広高が、後背地の新田開発のために自然林に植樹したのが始まりといわれている。以来今日まで防風、砂防、防潮林として大切に保護育成されてきた。

しかし、近年の生活様式の変化から燃料等に使用されていた松葉の採取が行われなくなり、林地の富栄養化が進行したことなどにより、広葉樹の侵入等が顕在化し、特別名勝としての景観の低下が危ぶまれている。

このような状況のもと、管理者である国（佐賀森林管理署）が主体となり、平成19年9月「虹の松原保全・再生対策調査」が実施され、将来あるべき姿並びに取り組みの方向（以下「基本計画」という。）が策定された。

この基本計画を受け、虹の松原保護対策協議会にCSO（注）、関係団体、地域の行政機関等から構成される「虹の松原再生・保全実行計画策定プロジェクトチーム」を設置し、将来の目標、再生・保全のための具体的な取り組み、推進のための組織のあり方について検討し「虹の松原再生・実行計画」を取りまとめた。この実行計画に基づき佐賀県と唐津市は、国（佐賀森林管理署）の指導・協力のもと、虹の松原保護対策協議会を中心に、地域のCSOとも協働し、平成20年度から啓発イベントの開催やアダプト方式（里親制度）による再生・保全活動の取り組みを開始した。

※注：CSOとは、Civil Society Organizations(市民社会組織)の略で、NPO法人、市民活動・ボランティアに限らず、婦人会、老人会、PTAといった組織、団体も含めた呼称である。

1 保存管理事業

（1）虫害防除

松くい虫駆除は例年、佐賀県、佐賀森林管理署、唐津市が合同で、地元住民などの協力を得て行われており、平成20年度も5月下旬と6月中旬に2回の航空防除及び地上散布が実施された。

また、松くい虫による被害木は発見のつど伐採焼却、大樹については、薬品の樹幹注入が実施されており、被害は昭和52年以降、しばらく減少した。

その後、昭和62年から再び増加し、特に平成3年の台風以降は大幅に増加したものの、平成15年には、87本まで被害本数が減少した。しかし、平成16年は153本に増加し、以降は徐々に減少しているが、100本台で推移している。

※表3-2-1（別掲）

（2）清掃・草刈

虹の松原保護対策協議会（会長・唐津市長坂井俊之）では、平成20年度に23回にわたり延べ678人を動員して清掃を実施した。

近年は、老人クラブや松原を守る会などの協力で空缶、塵芥処理などの奉仕活動も定着化している。

※表3-2-2（別掲）

（3）松の植栽・保護等

佐賀森林管理署では、特別名勝指定地内及びその周辺地域で松の植栽を実施したほか、保護・再生に関するモニタリング調査を行うなど、松原の回復に努めている。

2 再生・保全活動

虹の松原の再生・保全は、管理者である国（佐賀森林管理署）や地域の自治体だけの取り組みでは、実行が困難であり、ＣＳＯ、地域住民、企業等多様な主体と協働した取り組みが不可欠である。

（１）国の役割

国（森林管理署）は、虹の松原の管理者として、防風や潮害防備等の保安林機能の適切な維持・保全を行うとともに、虹の松原の再生・保全活動に取り組むＣＳＯや団体等の再生・保全活動を促進するため指導と助言を行う。

（２）地方公共団体の役割

佐賀県及び唐津市は、虹の松原の再生・保全活動に関して、地域の行政機関として、積極的な支援を行う等一定の役割を果たす必要がある。

（３）ＣＳＯ、地域住民、企業、団体等の役割

虹の松原の再生・保全は、地域の多様な主体の協力が必要であり、ＣＳＯや地域住民は再生・保全に向けた具体的な取り組みにおいて中心的な役割を果たすことが期待される。

3 再生・保全のための作業

虹の松原を再生・保全していくためには、景観保全のための作業（松葉掻き、除草、下刈、広葉樹の伐採、除去等）と保全管理のための作業（マツ過密林の除間伐、マツの補植）を行っていく必要がある。

4 再生・保全のための課題

虹の松原を白砂青松の松原に再生していくためには、多くの労力と長期間にわたる継続した取り組みが必要であることから、ＣＳＯ、地域の住民、企業等、多様な主体の自主的な参加をどのように確保し、また、活動の継続性をどのように確保するかが極めて重要である。

http://www.pref.saga.lg.jp/web/_14645.html

（佐賀県のホームページ＞暮らしと教育＞環境＞虹の松原の再生）

表 3－2－1 虹の松原国有林の松くい虫被害経過（昭和 34 年以降）

（佐賀森林管理署調べ）

年 度	本数（本）	材積（m ³ ）	年 度	本数（本）	材積（m ³ ）
昭和 34	83	46	昭和 59	24	7
35	88	80	60	29	9
36	136	93	61	27	17
37	156	130	62	67	52
38	241	173	63	126	93
39	274	172	平成 元	137	98
40	181	103	2	134	70
41	69	95	3	1,360	590
42	294	234	4	2,334	990
43	154	155	5	1,231	653
44	259	265	6	2,181	817
45	241	163	7	1,837	748
46	834	543	8	1,292	480
47	1,917	1,009	9	531	223
48	679	466	10	267	120
49	190	116	11	123	82
50	107	46	12	75	49

5 1	1 1 5	4 8	1 3	8 3	4 6
5 2	6 4	5 0	1 4	6 4	3 7
5 3	3 3	1 4	1 5	8 7	2 1
5 4	3 3	1 8	1 6	1 5 3	1 0 2
5 5	2 9	1 2	1 7	1 3 1	7 3
5 6	2 9	1 2	1 8	1 2 1	6 7
5 7	2 2	7	1 9	1 1 1	9 9
5 8	2 0	7	2 0	1 8 1	1 0 5

表 3-2-2 平成 20 年度虹の松原環境整備実施状況

(虹の松原保護対策協議会調べ)

月 日	事 業 内 容	備 考
4.15	虹の松原清掃 浜玉町松原を守る会 32 名	県道沿線
4.22	〃 東唐津老人クラブ 18 名	〃
5.20	〃 浜玉町松原を守る会 32 名	〃
5.27	〃 東唐津老人クラブ 20 名	県道沿線
5.28	松くい虫特別防除への協力（1回目空中散布）	虹の松原全域
6.17	虹の松原清掃 浜玉町松原を守る会 30 名	県道沿線
6.18	松くい虫特別防除への協力（2回目空中散布）	虹の松原全域
6.24	平成 20 年度（第 42 回）総会	唐津市役所
6.24	虹の松原清掃 東唐津老人クラブ 17 名	〃
7.15	〃 浜玉町松原を守る会 29 名	県道沿線
7.26	〃 東唐津老人クラブ 18 名	〃
9.2	虹の松原再生保全に関する覚書調印	国・県・市
9.2	虹の松原風致探勝林の整備管理及び活用に関する協定	国・県・市
8.13～8.15	虹の松原巡視	虹の松原全域
8.21	虹の松原清掃 浜玉町松原を守る会 32 名	県道沿線
9.18	〃 浜玉町松原を守る会 30 名	〃
9.25	〃 東唐津老人クラブ 15 名	〃
10.15	〃 浜玉町松原を守る会 30 名	〃
10.18～10.20	虹の松原案内看板設置業務	虹の松原内
10.27	虹の松原清掃 東唐津老人クラブ 18 名	県道沿線
11.19	〃 浜玉町松原を守る会 26 名	〃
11.27	〃 東唐津老人クラブ 16 名	〃
11.29～12.10	虹の松原美化業務	虹の松原全域
12.17	虹の松原清掃 浜玉町松原を守る会 30 名	県道沿線
12.22	〃 東唐津老人クラブ 12 名	〃
1.16	〃 浜玉町松原を守る会 28 名	〃
1.29	〃 東唐津老人クラブ 13 名	〃
2.20	〃 浜玉町松原を守る会 25 名	〃
3.18	〃 浜玉町松原を守る会 29 名	〃
3.21	〃 東唐津老人クラブ 11 名	〃

※清掃関係分

浜玉町松原を守る会 延べ 400 名
東唐津老人クラブ 延べ 166 名

第2節 緑化の推進

1 緑化の現況及び対策

森林・緑は、県土を守り、清らかな水と空気を生み出し、多くの生物を育むなど、私たちの生活に「うるおい」や「やすらぎ」を与えてくれるかけがえのない県民共通の財産であり、私たちの手で大切に守り育て、次の世代にしっかりと引き継いでいくことが重要な使命である。

近年、経済の発展や社会情勢の変化に伴い、地球温暖化やオゾン層の破壊、更には、化学物質汚染など、環境問題については、地球規模での課題となっており、森林・緑の有する多面的機能が改めて見直され、その維持・増進が強く叫ばれている状況にあり、中でも地球温暖化防止対策における森林吸収源の確保などの森林・緑の果たす役割が注目されている。

このため、県としては、県民の森林・緑に対する意識の高揚と理解の醸成を図りながら、県民参加による「多様で健全な森林づくり」と、人と自然が共生できる「緑豊かな里づくり」を目指して、関係団体等の協力を得ながら、各種施策に積極的に取り組んでいる。

(1) 緑化の推進

水源のかん養機能や防災機能、地球温暖化防止機能など森林の持つ多様な機能の維持向上により、山から海まで県土全体の保全に資するため、平成16年度から平成25年度までの10年間で「5万haの間伐等の森林整備」と「100万本の広葉樹植栽」を推進する「こだまの森林づくり」に、県民協働で取り組んでいる。

(2) 緑化の普及啓発

- ① かけがえのない緑を県民全体で守り育て、未来に引き継いでいくという意識を高めるため、平成20年4月に小城市の牛津総合運動公園において、「グリーンフェスタin小城市」を開催した。
- ② 県緑化センターでは、総合的な緑化技術の講習及び指導を行うため、県内市町や各地の各種団体等から派遣要請を受け、緑のカウンセラーを派遣するとともに、緑化相談や緑化情報の収集や提供を行った。

表3-2-3 緑化に関する相談状況 (平成20年度)

内 容	利 用 者 数
一般来訪	7, 229人
緑化相談	493件

(森林整備課調べ)

- ③ 子どもたちやその親を対象に、緑化意識の高揚を図るため、県緑化センターにおいて、「緑のふれあいイベント」を年5回開催しており、平成20年度の受講者数は674名であった。
- ④ 緑の少年団の育成
 - ア 自然を慈しみ、緑を育てる健全な青少年を育成するため、昭和53年度から県内小・中学校児童生徒を対象に、緑の少年団の結成を進めており、平成20年7月現在で、59団が結成され、2,338名の緑の少年団員が活動している。
 - イ 緑の少年団に自然の大切さを習得させるため、平成20年8月に北山東部小学校周辺(佐賀市)において、佐賀県緑の少年団連絡協議会との共催により、「緑の探検学習会」を実施した。

(3) さが緑の基金

緑豊かで住みよい県土づくりを推進するため、昭和63年11月に県、市町村及び県内各界の協力を得て、「財団法人さが緑の基金」を設立した。基金では、その運用益及び緑の募金で民間分野における「山の緑」、「農山漁村の緑」、「街の緑」の調和のとれた総合的な緑化を推進するとともに、緑の普及啓発事業や緑化ボランティア団体の育成等に取り組んでいる。

- ① 基金設立から推進してきた基金造成は、平成4年10月に目標額の5億円を達成し、平成20年度末の造成額、5億4,244万円となった。
- ② 地域のボランティアによる緑化を推進するため、平成20年度には、「さが四季彩の里づくり地域活動等支援事業」を行う県内2市町、「提案公募型緑づくり活動支援事業」を行う県内10団体に対し、苗木代等を助成した。
- ③ 各種イベントを活用し、苗木や花の種の配布を実施した。また、親林交流指導員を県内各地に派遣し、緑化の普及啓発を行った。
- ④ 緑の少年団相互の交流と自主的な活動を促進するため、各地区において、「緑の少年団地区交流大会」を開催した。また、緑の少年団指導者の資質の向上を図るため、平成20年7月に県林業試験場において、緑の少年団指導者研修会を実施した。
- ⑤ 子どもたちの緑を育み、大切に作る心を育てるため、「新一年生記念樹配布事業」を実施し、希望する小学校、養護学校137校に241本の記念樹を配布した。

2 重要な森林の保全

(1) 保安林の整備

保安林は、森林の保全と適切な施業の実施によって、その保安機能を確保し、特定の公共目的を達成する必要がある森林について指定するとともに、機能の低下した保安林については、治山事業を実施し、その維持に努めている。

平成20年度末の民有林の保安林面積は、延べ31,150haで、保安林種ごとの面積は、水源かん養保安林21,200ha、土砂流出防止保安林6,762ha、防風保安林264ha、干害防備保安林131ha、保健保安林2,698ha、その他95haとなっている。

(2) 松林の保全

県内における松くい虫被害量は、昭和47年度の約2万2千m³をピークに減少しているものの、未だに被害の終息には至っておらず、近年は、高温・少雨の影響から被害が増加してきている。このため、県では、保全すべき松林を指定し、薬剤散布による予防を図るとともに、被害にあったマツについては、被害の発生源とならないように伐倒駆除を実施している。

また、唐津市の「虹の松原」をはじめとする特に重要な松林については、国・県・唐津市及び団体等が協力し、ヘリコプターによる薬剤散布(年2回)を実施している。

表3-2-4

松くい虫被害の推移(民有林)

(単位:m³)

年 度	H16	H17	H18	H19	H20
被 害 量	284	293	500	734	470

(林業課調べ)

3 林地開発の規制

森林法に基づき、住宅団地の造成、ゴルフ場・レジャー施設の設置、工場・事業場の設置及び土石の採掘など、1ヘクタールを超える森林の開発に対しては、慎重な審査を行い所要の条件を付して許可している。

表3-2-5 林地開発許可状況 (平成20年度)

開 発 の 目 的	件 数	面 積 (h a)
土 石 の 採 掘	5	13.38
レジャー施設の設置	0	0
ゴルフ場の設置	0	0
そ の 他	1	2.64
計	6	16.02

※変更許可に係る面積については、開発行為に係る森林面積の増減面積による。
(森林整備課調べ)

4 21世紀県民の森整備

21世紀県民の森は、県政百周年記念事業の一環として、青少年の健全な育成や県民の健康増進、地域の振興並びに林業が果たす役割について理解の醸成を目的に、昭和55年度から平成2年度までに施設の整備を完了し、県民に自然がもたらす恩恵を享受する機会を提供している。

また、四季折々に彩りのある郷土づくりを推進するため、平成16年度から平成18年度にかけて「さが四季彩の郷づくり推進事業」を実施し、3年間で15haにイロハモミジ等広葉樹を12,173本植栽した。

さらに、子どもたちが森や自然に多様な形でふれ、森林や環境への関心や豊かな感性を育むため、「県民の森子ども体験教室」を開催し、子どもたちを対象とした体験学習プログラムの拡充や、大人を対象とした森の案内人の育成等に取り組んでいる。

(1) 現 況

当地域は、佐賀市（富士町及び三瀬村）に位置する北山湖及びその周辺200haの地域で、豊かな森林と水に恵まれている。植生としては、スギ、ヒノキの人工林が多くを占め、その中に自生広葉樹のカシ類、ホオノキ等が湖畔に見られる。

(2) 21世紀県民の森の概要

自然環境の保全を目標とし、将来の展望にたった森林の育成と施設の整備を行った。

主要施設

ア 学 習 の 場・・・森林学習展示館、世界の森、生産の森

イ ふれあいの場・・・サイクリングロード、サイクルステーション、多目的広場、運動広場、アスレチック、ふれあいの森、ネット遊具、ローラースライダー、ふれあい展望台、夢の橋、りんりん橋ほか

ウ 休 養 の 場・・・芝生広場、冒険の森、記念碑広場、せせらぎの森、モニュメント、ふるさと記念の森、展望広場ほか

エ 共同利用施設・・・総合案内センター、船着場、ゆらゆら橋、木工芸センター、駐車場、公衆便所

第3章 自然とのふれあいの推進

第1節 自然公園の整備

わが国の自然公園には国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の3種類があり、優れた自然の風景地を保護するとともに、レクリエーション的な利用の増進を図ることにより、国民の健康、休養及び教化に資することを目的として指定されている。

近年の余暇時間増加や生活様式の多様化等に伴い、優れた自然の中でのくつろぎと自然との多様なふれあいを求めるニーズがますます高まってきているため、自然環境の保全を図るとともに、自然に親しみ、自然に学べる快適な野外レクリエーション施設の整備をさらに進めていく必要がある。

1 概 況

県内には、玄海国定公園と6ヶ所の県立自然公園が指定されている。(表3-3-1参照)

その面積は、26,884haで県土面積の11.02%となっており、平成20年中の利用者数は647万人となっている。

2 対 策

(1) 自然公園の保護・管理

自然公園の優れた景観を維持するため、自然公園法及び佐賀県自然公園条例に基づく許認可申請、届出等に際しての現地調査、指導のほか巡視、清掃、各種公園施設の維持管理及び松くい虫防除等の対策を実施した。また、環境省から委嘱されている自然公園指導員の協力を得て、自然公園の保護と適切な利用について指導を実施した。

(2) 自然公園の施設整備

自然公園における野外レクリエーション活動を推進するため、玄海国定公園や県立自然公園の利用拠点等において、施設整備を行った。

平成20年度には、唐津市七ツ釜地区の遊歩道防護柵改修工事及び北山国民休養地の除草を行い、また、必要に応じて施設の改修等を行った。(表3-3-2参照)

佐賀県の自然公園

http://www.pref.saga.lg.jp/at-contents/kanko_bunka/shizenkoben/sizenkouen/index.html

図 3-3-1 自然公園利用者の推移

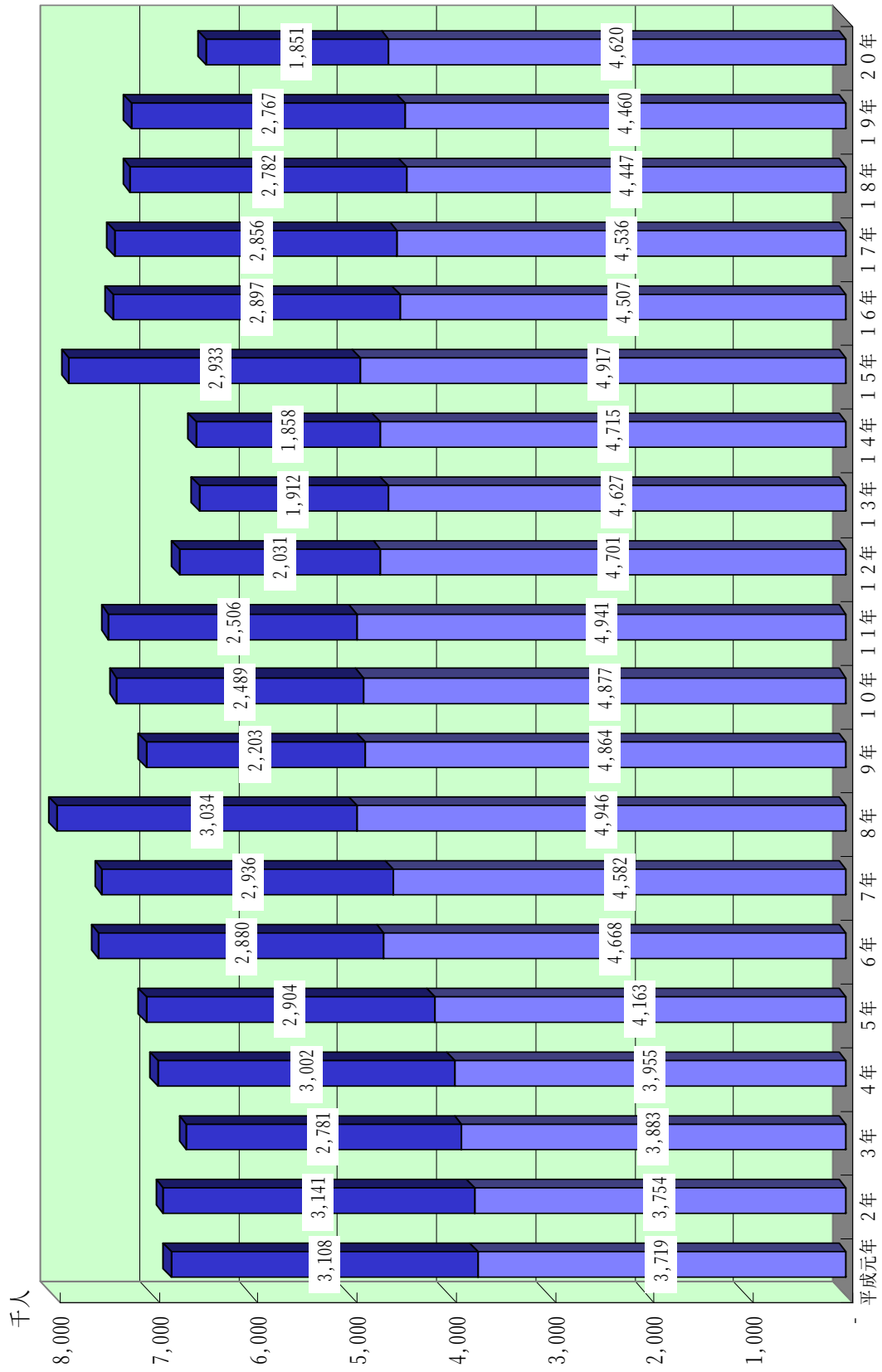


表3-3-1 佐賀県自然公園一覧表

(平成21年3月末現在)

種別	公園名	指定年月日	関係市町村	公園面積					普通 地 域	合計	特別地域に関する説明	指定されている植物 (種名)
				第一種	第二種	第三種	小計					
国定公園	玄海	S31.6.1 指定 S43.7.22 変更 S45.7.1 海中公園 地区指定 S56.7.20 変更 H7.7.14 変更	唐津市、伊万里市、 玄海町 2市1町 計3	316	1,460	2,148	3,924	0 海中公園 地区 45.5*	3,924	鏡山、虹の松原、七ツ釜、波戸岬、満越など *面積には海域は参入されない。 陸域はすべて特別地域。	タマシダ、テツネシダ、ハイビョクシ、フジナデ、シコ、オキナゲサ、ミヤジマツカラフジ、タイリンアオイ、サザンカ 外 (計55種)	
	黒髪山	S12.7.5 指定 S61.3.31 変更	伊万里市、有田町、 武雄市 2市1町 計3	6	336	446	788	896	1,684	黒髪山、青螺山、腰岳、有田ダム、龍門ダムなど	マツハラン、イワヒバ、カネコシダ、ヒノキシダ、シノブ、ベニドウダシ、クロカミラン、エビネ 外 (計32種)	
県立自然公園	多良岳	S27.12.24 指定 H14.10.30 変更	鹿島市、太良町 1市1町 計2	0	0	0	0	4,498	4,498	特別地域なし	指定なし	
	天山	S45.10.1 指定	多久市、佐賀市 小城市、唐津市 3市1町 計4	0	0	567	567	4,363	4,930	天山、作礼山、清水の滝、見返りの滝など	指定なし	
	八幡岳	S45.10.1 指定	多久市、伊万里市、 武雄市、唐津市 4市 計4	0	0	109	109	751	860	八幡岳	指定なし	
	脊振 北山	S50.12.12 指定 H5 点検 (変更なし)	鳥栖市、基山町 神埼市、吉野ヶ里町、 佐賀市、みやき町 唐津市 4市3町 計7	120	851	1,043	2,014	5,953	7,967	基山、九千部山、石谷山、脊振山、雷山、羽金山、北山湖周辺など	指定なし	
	川上 金立	S50.12.12 指定 H6.8.3 変更	佐賀市、神埼市 2市 計2	0	0	621	621	2,400	3,021	川上峡周辺、雄滝雌滝 周辺、金立山、日の隈山など	指定なし	
合 計			9市6町 計15市町	442	2,647	4,934	8,023	18,861	26,884	県土面積(243,960ha)の11.02%		

表3-3-2 平成20年度自然公園施設整備事業

1 玄海国定公園
(1) 国定公園施設整備事業
○ 立神岩周辺地区(施設整備基本設計)
○ 七ツ釜地区(遊歩道防護柵補修、公衆便所等修繕)
○ 鏡山地区松くい虫防除(伐倒駆除)
2 県立自然公園
(1) 北山国民休養地施設整備事業
○ 北山国民休養地環境整備(除草)
○ 北山国民休養地整備(公衆用トイレ改築、炊事棟改修)

第2節 自然観察指導員の育成

自然環境の保全を県民一人一人の問題としてとらえ、足元からの行動を起こす推進力とするには、まず身近な自然環境を実際に知ることが不可欠である。

自然と接触する機会が減少している今日、人が自然との共生を図っていくためには、身近な自然とふれあいながら、「自然のしくみ」や「自然のすばらしさ」を体験することが重要となってきた。

また、最近ブームになっている自然志向型のアウトドア活動等においては、必ずしも自然保護の基本的立場に立っているものとは限らず、むしろ、これと逆行するものも少なくない状況にある。このような状況の中、自然の仕組みや自然との関わり方など、自然を案内できる指導者の養成と資質の向上が求められている。

自然観察指導員講習会では、自然観察を通じて自然のすばらしさを伝えるとともに、自然保護の仲間作りを進めることを目的に、自然保護の基本的な考え方や自然観察の方法を学び、自然保護思想普及の中心になっていただける自然観察指導員を養成することとしている。

また、養成した自然観察指導員の資質の向上を図るため、自然観察指導員フォローアップ研修会を開催し、さらなる自然保護活動の展開を行っている。

平成20年度は、佐賀県と（財）日本自然保護協会（NACS-J）及びネイチャー佐賀の共催により「第425回 NACS-J自然観察指導員講習会・佐賀県」を開催した。

日 時	11月22日～11月24日
場 所	唐津市鎮西町名護屋 波戸岬少年自然の家
参加者数	49名（県内13名）

第4章 文化的環境の保全と創出

第1節 豊かでうるおいのあるまちづくり

1 都市公園

都市公園は、都市における緑とオープンスペースの中核をなすものであり、都市の安全性の確保、公害の防止、良好な都市環境の形成、スポーツ・文化活動等のニーズの充足等多様な役割を目的として自治体が設置した公園、または緑地である。近年の都市化や高齢化の進展を背景に、都市の安全性の確保、国民の健康維持増進に対する社会的要請が高まっている。

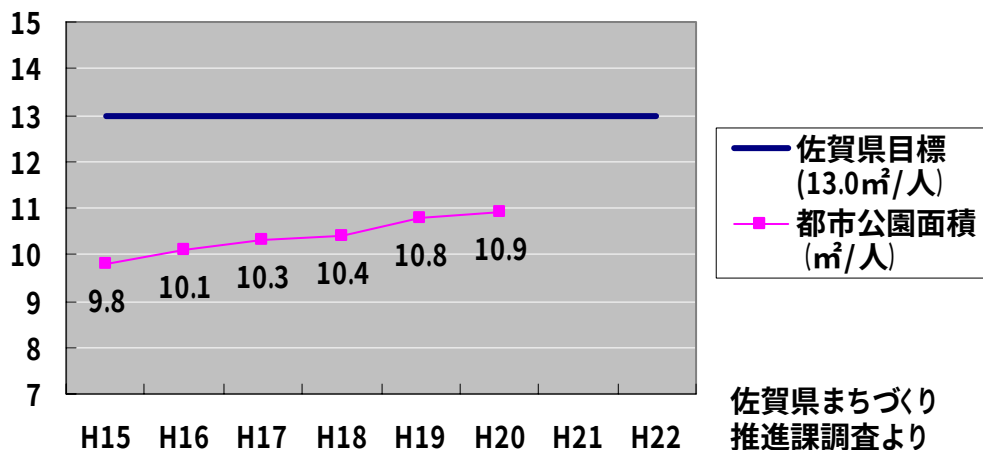
また、生活水準の向上、余暇時間の増大に伴い、国民の価値観や行動様式が変化するなかで、快適な都市環境への欲求や創造的な文化活動への志向等も著しく高まるなど、国民の多様なニーズ・活動に柔軟に対応し得るオープンスペースとして、都市公園の担うべき役割は従来に増して大きくなっている。

本県は、比較的緑に恵まれてはいるが、全県的な観点から見ると、今後も都市生活を営む一般市民が気軽に憩い、レクリエーション等に利用できる都市公園の系統的整備や広域公園の整備が必要と考えられる。

平成20年度の佐賀県内の公園事業（補助）は、県営公園2箇所、市町公園4箇所、合計6箇所の整備を行った。（事業費5億円）

この結果、平成20年度末の本県の都市公園等の整備状況は228箇所775haとなり、都市計画区域内人口一人当たり公園面積は10.9m²/人となっている。（佐賀県の目標は13m²/人）

図3-4-1 佐賀県の一人当たり都市公園面積(m²/人)



2 美しい景観づくり（佐賀県らしい景観の保全と創出）

多様で個性的な街並みや田園風景等の本県の特色ある景観を保全、創出し、佐賀県の景観を誇りに思う気持ちを育み、健やかで快適な生活環境を創造し、交流人口の拡大に繋がるよう、平成16年度に佐賀の美しい景観づくり事業に取りくんだ。

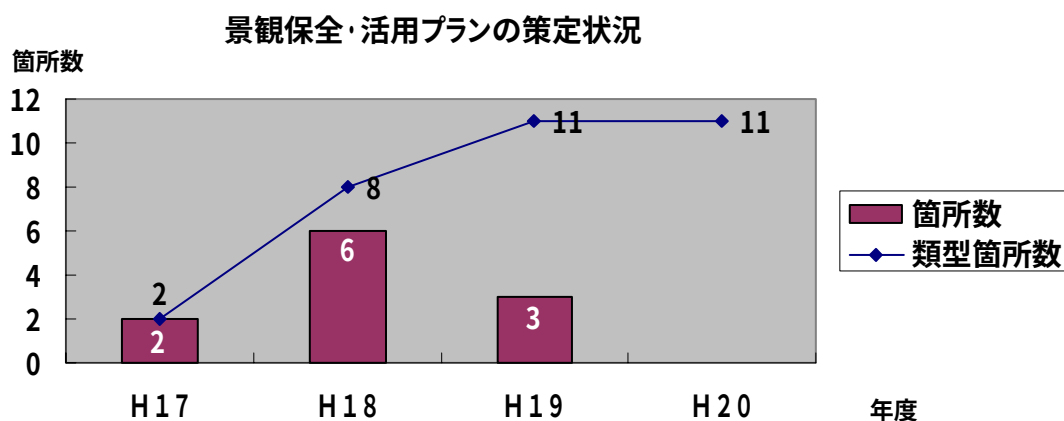
平成16年度には『佐賀県美しい景観づくり基本方針』を定め、県の景観づくりの方向性を示すとともに、「佐賀の美しい景観」づくりのモデル地区として、12地区選定し、その景観保全・活用プランの策定をするため、指導者を派遣するなどの支援を行ってきた。

平成18年度には、景観づくりの施策とその推進スケジュールを具体的に示す『佐賀県美しい景観づくり基本計画』を策定し、平成19年度には『佐賀県美しい景観づくり条例』を制定した。

今後は、この条例に基づき、美しい景観づくりを総合的、かつ計画的に推進していくこととしている。

これまでの「佐賀の美しい景観」づくり地区の景観保全・活用プランの策定の状況と平成20年度に実施した「佐賀県美しい景観づくり基本計画」に基づき実行した施策については以下のとおりである。

①「佐賀の美しい景観」づくり地区の景観保全・活用プランの策定状況



②『佐賀県美しい景観づくり基本計画』に基づく推進施策の実現状況

・佐賀県の美しい景観づくり事業

本県の美しい景観づくりに関し、幅広い分野の専門家の意見を聴取するため、佐賀県美しい景観づくり条例に基づき「佐賀県美しい景観づくり審議会」を設置した。

県、市町、事業者、県民・C S Oが連携・協働して、美しい景観づくりの促進を図るため、景観分野の専門家が助言・指導を行う「佐賀県美しい景観づくりアドバイザー制度」を創設した。

市町における景観計画づくりを推進するため、景観計画等の策定経費に対し支援する「佐賀県美しい景観づくり事業補助金」を創設した。

・佐賀県遺産の認定と支援（平成17年度制度創設）

佐賀県遺産の認定の対象を、これまでの建造物から「美しい景観の地区」まで拡充し、新たに建造物1箇所と地区2箇所を佐賀県遺産として認定し、既認定建造物の2箇所の外観補修に補助を行い、美しい景観を保全・活用する意識を醸成した。

佐賀県遺産の啓発事業として、C S Oに委託し佐賀県遺産を巡る旅、佐賀県遺産のパネル展等を実施した。

佐賀県遺産制度のシンボルマークを公募し、最優秀作品を「佐賀県遺産シンボルマーク」として選定し、同制度の認知度の向上を図った。

・景観に配慮した屋外広告物の誘導

県下全域における良好な景観づくりを推進するため、屋外広告物のあり方を抜本的に見直して、これまでの線的規制から県下全域を規制対象とする屋外広告物条例の改正を行った。

第2節 歴史的・文化的遺産の保全と活用

本県は、全国的にも有名な吉野ヶ里遺跡、名護屋城跡などのほか、武家屋敷や街道の名残をとどめる通り、県西部の有田町、伊万里市などの窯跡など多くの歴史的・文化的遺産を有している。また佐賀平野に走るクリークとともに独特の景観を織りなす農村集落や県北西部の変化に富んだ美しい海岸線などの自然景観がある。

今後は、歴史や文化を一体的に感じ、地域への愛着や理解が深められるよう、歴史的・文化的遺産や自然景観の保全と活用に努め、周辺の環境や快適環境の他の要素との調和を図りながら、適正に保存、継承していくことが必要である。平成20年度に実施した事業は次のとおり。

①歴史的町並み等の保存

- ・有田町有田内山伝統的建造物群保存地区の保存修理事業
- ・嬉野市塩田津伝統的建造物群保存地区の保存修理事業
- ・鹿島市浜庄津町浜金屋町伝統的建造物群保存地区の保存修理・防災事業
- ・鹿島市浜中町八本木宿伝統的建造物群保存地区の保存修理・防災事業
- ・西岡家住宅（嬉野市）保存修理事業
- ・旧筑後川橋梁（佐賀市・大川市）保存修理事業

②史跡・名勝等の文化財の保存と整備

- ・特別史跡等（名護屋城跡並陣跡、基肄(椽)城跡、吉野ヶ里遺跡、おつぼ山神籠石、肥前陶器窯跡、天狗谷窯跡）の保存整備事業

（効 果）

- ・歴史的町並みの保存修理事業によって統一的な町並みが再生され、また防災事業により防火体制の充実が図られた。これにより、地区内居住者の文化財保護に対する意識が向上するとともに、防災意識の向上も図られた。さらに、整備された町並みを見学する観光客も増加し、町おこしの重要施策として歴史的町並みの保存活用が認知され、その整備効果があがってきている。
- ・特別史跡等の保存整備事業については、長期的計画のもとに保存整備事業を進めているが、なかでも名護屋城跡並びに陣跡、吉野ヶ里遺跡については、整備と平行して一般公開を行っており、全国から多くの人たちが訪れるようになった。